

国民生活審議会消費者政策部会（第 2 1 回）

平成 15 年 5 月 28 日

内閣府国民生活局

国民生活審議会第21回消費者政策部会

開催日時：平成15年5月28日（水）14：00～16：00

開催場所：中央合同庁舎第4号館第4特別会議室

議事次第

- 1 開会
- 2 国民生活審議会消費者政策部会最終報告(案)
「21世紀型の消費者政策の在り方について」
- 3 その他
- 4 閉会

配布資料

資料1 「21世紀型の消費者政策の在り方について(案)」
(消費者政策部会最終報告)

資料2 参考資料(案)

国民生活審議会消費者政策部会委員名簿

部会長	落合誠一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	有馬真喜子	国民生活センタ - 会長
	岩田三代	日本経済新聞社編集局生活情報部長
	浦川道太郎	早稲田大学法学部教授
	加藤真代	主婦連合会参与
	田中尚四	日本生活協同組合連合会副会長
	野村豊弘	学習院大学法学部教授・常務理事
	福川伸次	株式会社電通 顧問
	福原義春	株式会社資生堂名誉会長
	松本恒雄	一橋大学大学院法学部研究科教授
	茂木友三郎	キッコ - マン株式会社代表取締役社長
	山中博子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
	臨時委員	浅岡美恵
伊藤穰一		ネオテ二 - 株式会社代表取締役社長
大羽宏一		大分大学経済学部教授
高巖		麗澤大学国際経済学部教授
高橋宏志		東京大学大学院法学政治学研究科教授
鍋嶋詢三		社団法人消費者関連専門家会議顧問
宮部義一		日本経済団体連合会経済法規委員会消費者法部会長
山本豊		上智大学法学部教授

国民生活審議会第21回消費者政策部会出席者

部会長	落合 誠 一	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委員	有馬 真喜子	国民生活センタ - 会長
	岩田 三代	日本経済新聞社編集局生活情報部長
	浦川 道太郎	早稲田大学法学部教授
	加藤 真代	主婦連合会参与
	田中 尚 四	日本生活協同組合連合会副会長
	野村 豊 弘	学習院大学法学部教授・常務理事
	山中 博 子	全国地域婦人団体連絡協議会理事
	臨時委員	浅岡 美 恵
伊藤 穰 一		ネオテ二 - 株式会社代表取締役社長
大羽 宏 一		大分大学経済学部教授
高 巖		麗澤大学国際経済学部教授
高橋 宏 志		東京大学大学院法学政治学研究科教授
鍋嶋 詢 三		社団法人消費者関連専門家会議顧問
宮部 義 一		日本経済団体連合会経済法規委員会消費者法部会長
山本 豊		上智大学法学部教授

以上16名

落合部会長 それでは、ただいまから国民生活審議会の第21回消費者政策部会を開催いたします。お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日、16名の委員の出席予定になっております。前回に引き続きまして当部会最終報告（案）について御審議をいただき、今回で最終的な取りまとめを行いたいというふうに考えております。

それでは、まず最初に、事務局より最終報告（案）について説明をしていただきます。お願いいたします。

中村消費者企画課長 それでは、説明させていただきます。お手元の資料の1でございますけれども、報告書（案）、この中身につきまして、前回から変わりました点を中心に御説明させていただきます。

まず1ページ目の「はじめに」でございますけれども、この中の上から4つ目のパラグラフ、「このため」という固まりのパラグラフでございますけれども、この「このため」の後に、「消費者・生活者重視の社会を実現し」という文言を挿入いたしております。これは前回、部会でも「消費者重視の」というものをどこかに挿入すべきであるという御意見がございましたので、それを踏まえた修文をいたしております。ここは以上でございます。それから、少し後ろにいきまして、7ページ目でございます。第3節、「消費者政策の抜本の見直しの必要性」というところでございますけれども、この冒頭のところですが、「消費者政策は」の後に、「消費者の視点に立って」という文言を入れさせていただいております。当初は、権利、擁護といったようなものの挿入も検討いたしましたけれども、権利については、後ろの方で出てくるという順番になっておりますので、ここでは、「消費者の視点に立って」という文言を挿入いたしてございます。

それから、次の9ページ目でございますけれども、第2章の第1節「消費者政策の理念」というところでございますが、「（1）位置付けの転換」という固まりの下から5行目辺りからでございますけれども、「事業者間において自由で活発な競争が行われ、市場の公正性及び透明性が確保されるとともに」ということで、ここは1つの前提として公正で透明な市場が必要であり、確保される必要があるという御意見がございましたことを踏まえまして、市場の公正性、透明性といったことをここに挿入いたしてございます。

それから、少し先に進んでいただきまして、13ページでございます。

各主体の責務、役割のパートでございますけれども、そのうちの2番、「事業者の責務」というところでございますが、（1）の下から2行目、「策定・運用すること等を通じ」の後に、「企業倫理を確立し」ということを挿入いたしてございまして、企業倫理の確立に

ついて触れるべきであるという御意見を踏まえまして、当初、このポツの中に入れることも検討いたしましたけれども、全体の並びということを考えまして、文章の中で「企業倫理の確立」ということをここに新しく挿入してございます。

それから、少しまた進んでいただきまして、17 ページでございます。ここは、第3章、「消費者政策の展開」の中の第1節、「消費者の安全確保」の中の一部でございますけれども、この2. に「リコール制度の強化」という固まりがございます。その下から2行目辺りでございますけれども、「リコール制度の運用を強化するとともに」という後で、「新たな分野でも必要に応じて制度化することが重要である」というふうに書いてございますが、前回のもものでは、新たな「製品分野」というふうに書いておりまして、いわゆる新製品、新しい製品についてのみというふうな誤解が生じるということでございますので、「新たな製品」の「製品」という言葉をここでは削除いたしております。

それから、3. の「危害・欠陥情報の収集・公表」ということでございますけれども、ここにつきましては、18 ページの(1)で、「事業者から行政への報告」の流れ、それから、(2)で、「行政から消費者への公表」の流れがありまして、それに加えて、消費者から事業者への報告の流れについても記述すべきではないかという御意見がございました。

それで、全体としましては、行政についての話が並んでおりますので、新たに括弧を立てることはいたしておりませんが、今申し上げた重要性というものは、そのとおりであると思っておりますので、その分、17 ページの3. の柱書きのところから下から2行目、「このため」の後に、「事業者は適切かつ十分な情報を速やかに消費者に提供する必要がある」という部分を、ここに挿入いたしているところでございます。

それから、少し飛んでいただきまして、39 ページでございます。「第4章消費者政策の実効性確保」の中の第1節の1番「国の推進体制」という固まりでございますけれども、上から2つ目のパラグラフ、「21世紀にふさわしい」云々という固まりのパラグラフでございますが、上から4行目辺り、「このため」の後に、「各省庁が消費者を重視した政策運営を行うとともに」という文言を入れましたけれども、これは前回の部会でも、各省庁がまず、その消費者政策に軸足を置いた政策を展開すべきであるということを強調する必要があるという御指摘を踏まえた挿入でございます。

それから、次の40 ページでございますけれども、上から4行目、「消費者保護会議については」というパラグラフがございます。このパラグラフにつきましては、消費者保護会議が今度どういうふうに変っていくのかという姿がもう少しイメージが湧くようにすべ

きであるという意見を踏まえまして、外部の専門的知見を活用しつつ、その後に、だれがその軸になるのかという御議論がございましたので、会長である内閣総理大臣の強力なリーダーシップの下という文言を挿入いたしまして、それから、基本戦略の策定の中身がもう少しわかるようにということで、今後の消費者政策運営の包括的かつ体系的な方針を示す基本戦略の策定という言い方にふくらませましたのと、それから、問題に即応した政策対応の中身ももう少し書き加えようということで、問題に即応した迅速かつ軌道的な対応策の決定及び推進ということを新たに入れております。

それから、最後の締めでございますけれども、これまでの案では、「消費者保護会議の機能の強化を図る」といった文言がございましたが、既存の現行のものだけを前提にしているような印象を受けるという御意見もございましたので、ここでは、その改革を図るべきであるということで全体として大きく見直しを図るということを鮮明にしたという趣旨で書いてございます。

それから次の41ページの3.で、「国民生活センターの役割」というところでございます。(1)の上から4行目、「消費生活センターの苦情相談処理への支援」という言葉が今回入っております、前は、経路相談のことについて触れておりましたけれども、もう少し全般的なことということで、苦情相談処理への支援という言葉にしております。

それから、下の方の(2)の直前のパラグラフでございますけれども、2行目、「消費者苦情等に関する情報の収集・提供」の後に、「あっせんの充実」という言葉を加えてございます。これは前回の議論でもあっせんというものが非常に大きな比重を占めてきているという御意見を踏まえて、「あっせんの充実」という言葉を入れてございます。

それから、同じく41ページの下の方の(2)でございますが、ここで、「消費者問題の解決に当たって、消費者団体、事業者団体等」と書いてありますが、前回、お配りした案では、ここにNPOが入っておりましたけれども、全体の流れ、整理の関係で、ここでは消費者団体、事業者団体等というふうにしまして、その後、「また」ということでNPOに関する記述をまとめてございます。

それから、一番最後の行ですけれども、「消費生活に関連した分野など」というふうに書いてありますが、前回、「消費者生活に密接した福祉、関連分野などのNPO」云々という言葉がございましたけれども、若干特記のしすぎという御意見もございましたので、消費生活に関連した分野という形にしております。

それから、それを受ける形で、細かい話ですが、右側42ページの一番上ですけれども、「こうした団体との」と書いてございますが、前は「こうした機関」というふうに書いて

ありましたが、NPO等も入ってまいりますので、「こうした団体」という言い方に整理しております。

43 ページでございます。上から2つ目「(4)連邦量刑ガイドライン的考え方の導入」というところですが、ここにつきましては、連邦量刑ガイドラインというものについて、なかなか一般の方にはなじみがないのではないかという御意見を踏まえまして、注の29というのを振りまして、アメリカの連邦量刑ガイドラインといったものがそもそもどういう経緯でどういうものかということについての脚注をここに新たに挿入いたしております。

それから、右側、44 ページでございます。「第3節、自主行動基準の策定・運用」のところですが、ここについては前半にもう少し丁寧に書いた方がいいのではないかという御指摘を踏まえまして、まず「1.「コンプライアンス経営の必要性」というところで下から3行目、「経営トップ自ら云々」の後に、「自主行動基準の策定・運用」というものもここに頭打ちということで、その文言を挿入いたしております。

それから、それを受ける形で、45 ページの「2.事業者の自主行動基準策定・運用」というところの最初のパラグラフですが、「自主行動基準は」という後に、前は、「経営姿勢や消費者対応に関する方針を決めて」というような書き方でしたが、少し丁寧に書き加えまして、「自主行動基準は遵守すべき法令のほか、個々の事業者が、その目指す経営姿勢や消費者対応等に関する方針を」という形で少し丁寧に書き込んでございます。

それから、それと同じところですが、下の方、3.に移る直前の4行でございますけれども、この4行を新たに挿入しておりまして、「自主行動基準の策定に当たっては、明確性、具体性、透明性、信頼性を確保することが必要である」ということ。

それから、「自主行動基準の実効性を担保するために体制・手続に裏付けられていることが必要である」と、この4行は別途昨年おまとめいただきました自主行動基準に関する報告書に書いてあることでございますけれども、それをこちらにも準用いたしまして、中身を少し充実させたという趣旨でございます。

それから46ページから「第4節、公益通報者保護制度の整備」でございます。こちらの部分につきましては、前回の議論も踏まえまして、委員会報告をそのままこちらに4節として挿入いたしております。

その中で、1か所だけ申し上げますと、48ページでございますけれども、48ページの下の方に、(6)というのがございます。ここに「本制度の対象とならない通報については」という部分についてのくだけりがございます。ここは、もともとの委員会報告におきましては、今御覧いただいている資料で言いますと、50ページになりますけれども、「2.通報

の範囲」の(1)、(2)、(3)と来たその後に(4)という形で置かれていたものでありますけれども、これを今申し上げましたように、1.の方に持ってきたという変更をいたしてございます。

ここにつきましては、本制度の対象とならない通報については、制度の導入により、反対解釈が出されることがあってはならないというふうにしてある部分でありまして、委員会報告では、通報の範囲の部分におかれておりましたために、この本制度の要件を満たさない通報については、反対解釈されるのではないかという懸念が前回の部会においても示されましたことから、このパラグラフの趣旨は通報の範囲に限定されるわけではなく、全体にかかるものであると、その点の誤解がないように全体にかかるようにということで48ページの一番下に括弧で置くという形で移動させているということでございます。

それから、若干また進んでいただきまして、59ページでございます。ここは第5章「消費者保護基本法の見直し」というかたまりの中の第2節、「見直しの方向性」というところですが、その(1)で、ポツが3つ並んでおります。このうちの一番最初のポツ、『消費者の位置付けを「保護されるもの」から「自立した主体」へ転換すること』と、この部分が今回新たに挿入してございます。ここにつきましては、保護基本法を見直すに当たって、これまでのように本当に保護ということでもいいのかどうか、その辺も見直すべきではないかといったような意見がございましたことと、流れとしても、消費者の権利を導き出していくために、こういった文言があった方が全体としてわかりやすいのではないかと、ポツを1つ新しく挿入いたしてございます。

それから、最後に62ページでございますけれども、「おわりに」でございます。

まず、最初のパラグラフのところですが、今後、こういったグランドデザインを実施していくに当たって、特に少子高齢化といったような大きな変化をきちんと踏まえるべきだと、そこをしっかりと認識すべきだという御意見もございましたので、「本報告書においては」の後に、「規制緩和やIT化・国際化の進展、少子・高齢化の進行等の経済社会の大きな変化を踏まえ」という文言を挿入いたしてございます。

2つ目の「今後」というパラグラフでございますけれども、ここにつきましては、今後、こういったものを具体化していくに当たっても、一度、このグランドデザインをつくってしまうと、もうそれですべて終わりということではなくて、今、世の中の動きは非常に速いわけですので、それに常に迅速に対応して、必要なところは変えていく必要があるという御意見も踏まえまして、「また」以下のところで「経済社会の変化は極めて速いことから、その変化に柔軟に対応し、常に時代に即応した消費者政策が展開されるべきである」

という文言を挿入してございます。

それから、最後の3行、「政府においては」のところですが、やはりこの報告書全体を通じて、1つのキーワードが恐らく消費者の権利であろうということで、全体をもう少しきちんとその整理が伝わるようにという趣旨で真ん中に、「消費者政策が21世紀にふさわしいものとなり、消費者の権利が実現されるよう」という部分を挿入して、全体の締めといたしております。

全体の変更点は以上でございます。

落合部会長 どうもありがとうございました。それでは、本報告書(案)というものを今までのこの部会の議論の中で出ました意見をまとめたものということになりまして、相当程度基本的な考え方を反映させているというふうに思いますけれども、したがって、今回は最後のまとめということもありますし、従来、この報告書案につきましても、4回にわたって御議論をいただいているということもありますので、全体、一括して議論の対象にして御意見をお願いしたいというふうに思います。

どの点からでも結構でございますので、御意見をお願いしたいとおもいますが、いかがでしょうか。

山中委員 本来なら、前回のときに申し上げたかったんですが、ちょっと時間切れで今日の最後になりましたが、23ページの第3章の第3節、「消費者教育の充実」を主に取り上げたいと思っております。それで、今日、述べさせていただきたい結論としましては、これから申し上げます3点につきまして、より積極的な方向での書き込みを希望する意見でございます。

従来の消費者教育に比べますと、この報告書ではさまざまな個所で改善策が盛り込まれております点は前進と評価しているわけですが、消費者といたしましては、より積極的な方向での書き込みを3点、これから述べさせていただきます。

前に戻りまして、9ページでございますが、そこに「消費者の位置付けの転換 保護から自立へ」とございますように、21世紀の消費者が自立した主体として市場に参画して、それで積極的に自らの利益を確保する、そのためには消費者教育の充実というのが、私は何よりも重要であると感じております。

そして、特に今後、学校教育、ここの(1)に出ておりますが、学校教育による消費者の権利を十分発揮できるような消費者の育成というものでございますが、それがまさしく私はこれから一番大事な部分であろうと思っております。そして、絶えず中にも出ておりましたけれども、その後の、複雑化、多様化する社会に対応するための消費者教育が継続

的に制度として整備される必要があると思っているわけでございます。

それで、まず1点目、ここで学校におけると出ておりますが、その学校教育人口のどの範囲をここで主に謳っているのかというのは何となくわかりますけれども、私は、もう少しはっきりと謳ってほしいと思っております。

第一の結論といたしましては、消費者教育の機会の充実といたしまして、学校教育での消費者教育、これはここには入ってございませんが、小・中・高でカリキュラム化をされて、そして担当教員を明確にして、何を、どのよう、どのぐらい、いつ教えるかなど、全国的に共通に行われることを望みます。といいますのは、根拠といたしまして、委員の皆様、もう既に御承知かと思っておりますが、13年度のデータ（H14年版青少年白書）でございますが、我が国の学校教育人口というのは幼稚園も含まれますけれども、2,127万人おります。その中の小・中・高生というのが1,535万人、約72%を占めております。これだけの学校教育での若者に対して、そこで基礎的にしっかりと消費者教育が行われなければいけないと思っております。

今申し上げましたように、第1点は、小・中・高でのカリキュラム化でございます。そして、全国共通に行われてほしいということでございます。2点目といたしまして、その後が続いております、消費者トラブルが多発しておりますこの若者世代、18歳以上、その次には社会人というのがここに謳われておりますけれども、その18歳以上全てを社会人ととらえて消費者教育をしてそれでよろしいのかどうか、その間に、高等教育機関というのがあるわけですし、そこでの消費者教育というのは、ここでは全く視野には入っていないような気がしております。それではその高等教育機関の、比といたしますか、数値でございますが、短大や大学院も含めまして、各種学校、あるいは専修学校、そこで約400万人強の若者が学んでいるわけでございます。全体の学校教育人口に占めます約19%になっているかと思っておりますが、その若者への消費者教育をそのままにしてよろしいかどうか、それを社会人の中に入れてよろしいかどうか、私はやはりそこを手当する必要があるかと思いません。

ですから、大変難しいこれからの課題かと思っておりますが、一般教養科目といたしますか、これからまだ議論を進めていただきたいわけでございますが、今、一番、トラブルとなっております若者世代の消費者教育の重要性をこの中では余り読み取れないということが1つございます。それが2点目でございます。

3点目といたしまして、その次の世代、社会人ということになるわけでございますが、これは26ページの、上のところ（3）に、「リソースセンターの機能強化」となっております。

ます。これは確かに結構なことですが、下の組織のところに、「消費者教育支援センター」とか「金融広報中央委員会」というのがこの役割を担っていると出ておりますが、現実には、縮小といえますが、支援がどんどん少なくなっておまして、カットというところもどんどん出ているのが現状でございます。

そういうことですので、3点目といたしましては、このリソースセンターの十分な機能、要するに、ここに書いてございますが、もう1文字、「拡充」というところも含めてここに書き添えていただくことを希望するものでございます。

1人で余り貴重な最後の時間を取るのには申し訳ございませんので、とりあえずこれで終わらせていただきます。3点要望を申し上げます。

そして、今日のこの最終報告の中身として、今、私が申し上げました3点が、時間的にもいろいろ無理なこともあるかと思えます。その場合は、どうぞ今後引き続きの議論のテーマとして、是非検討課題として取り上げていただきたいと要望をして終わります。

以上でございます。

落合部会長 どうもありがとうございました。3点御指摘があったんですが、最後のところでもしさらに議論が必要であれば、また引き続きこの問題について議論を続けてほしいという御要望が最後に付け加えられたということで、これは事務局の方はいかがでしょうか。

中村課長 御指摘いただいた点はそれぞれ非常にそのとおりだというふうに思います。あとは、報告書の中での書きぶりとか、どのぐらいそれを反映させるかということであろうかと思えますので、我々としては、一応おっしゃられた趣旨としてはできるだけ同じ気持ちで入れ込んだつもりでございますので、また、今後この報告書全体を受けた具体化という、さらに突っ込んだことを全体として、また、第2ステップとしてやっていく必要があるかと思えますので、その際に、是非、今おっしゃられたような点も十分考慮してやっていくというふうにさせていただければと思っております。

落合部会長 それでは、そういうことですので、これは私、部会長の方に表現その他含めて、その趣旨をどうするかということにつきましては、御意見いただければと思えますが、よろしくをお願いします。

高委員 2つございまして、1つは43ページに脚注を入れていただいたんですけども、「連邦量刑ガイドラインは87年に制定された」と書かれていますけれども、個人に対する連邦量刑ガイドラインは87年ですけども、組織に対する連邦量刑ガイドラインは89年です。あえて個人ということ意識してこれを書いたのかもしれないけれども、文面を

読むと組織に関する量刑の話なので、89年と直した方がよろしいかなと思います。

それから、57ページなんですけれども、前回欠席しまして申し訳ございませんでした。これは全面的に文章を改めてほしいとかそういうことではなくて、将来御検討いただければありがたいというようなものでございます。57ページの(2)の団体訴権のところの制度の実効性をどう確保するかという話なんですけれども、結局、事前のチェックから事後のチェックに移っていくといったときに、事後のチェックの役割を果たすのは行政と多分民間でやるということだと思っております。

行政によるチェックというのは、大きな政府はつくれないと、このままの政府でそれを果たしなさいということですから、私はかなりいろいろなことを要求しても、すべて政府でやりなさいというのは無理があると思います。そこで、民間の力を使って、民事ルールによってチェック機能を果たしていくということだと思っております。そこで、団体訴権というのが期待されるわけですが、例えば、差し止め請求権を与えられたとしても、訴訟を起こすということになればそれなりのコストがかかります。また、弁護士費用の敗訴者負担とか、こういう制度ができてくれば、権利は与えられてもなかなかそこまで動ける消費者団体はないのではなかろうかと考えます。それで、2回ほど前なんですけれども、消費者信託基金といったものの創設の必要性にも触れていただけないかと申し上げた次第です。これは別に行政でやっていただきたいということではなくて、民間でも、こういう考え方が出てきたら、是非ともやっていくべきと思っております。

その理由は、今、申し上げましたように、消費者団体であれば、訴訟費用とか、あるいはまた教育にも力を入れるとか、いろいろなことが団体に期待されますけれども、結局、財政的な基盤というのはしっかりしていないと思っております。それが1つ。

それから、企業側から言えば、従来企業性善説という考え方がございました。それを尊重するならば、やはり不当に利益を上げた場合、しかもどういった消費者に不利益を与えたか特定できない場合、そんなときにこれはどこかに還元すべきだというふうに考えて企業が善意に基づいて主体的にその利益を拠出できるような基金があれば、これは消費者に還元される形で活用されるのではないかなと思います。

そういった意味で、ここに言及していただかなくても結構ですが、消費者信託あるいは消費者支援基金という議論を、今後どこかでやっていきたい、特に、民間が主体になってやっていきたいと考えているところでございます。政府にやっていただければ、中立的にも見えますけれども、最近、行政の方も非常に慎重になっておりまして、余りこういった基金の運営にかかわってくると、批判の対象にもなり兼ねないので、ここには消費者団体

の方とか経済界の方などもいますので、民主導でその可能性を今後考えていければ、ありがたいと思っています。

勿論、言っぱなしではなくて、私も、これにわずかなりとも取組んでいくつもりです。

落合部会長 どうもありがとうございました。そうしますと、43ページの脚注の29の点につきましては、団体の部分もやはり念頭に置かれているわけでしょうから、この年数補正をするということ。

それから第2点の方の、特に重要な御指摘であった消費者基金みたいなもの、これを考えていくということ。確かに非常に重要な指摘であり、ただ、この部会では具体的に団体訴権の実現というテーマに絞って議論しているわけではなくて、広い21世紀の消費者政策の在り方という大きな問題の中で取り上げている部分もあって、その点について先生の非常に魅力的な御提案について十分議論する余裕がなかったので、是非、これからそういう方向も十分思案に入れつつ議論を進めていくという御意見として承っておきたいと思いません。

ほかに御意見ございますでしょうか。

宮部委員 7ページの「消費者政策の抜本の見直しの必要性」のところなんですが、ここで、トラブルが長期的に増加を続けたということでこういうことをやるんだよという書き方なんですが、よく読んでみると、消費者の企業活動への期待の向上や、消費者権利意識の高まりというような、やはり消費者をもう少し尊ぶような言葉で、何かトラブルがあったからやるんだよというよりはよくなるのではないかという気が1つしております。

それから、もう一つ、13ページですが、ここをざっと読んでみると、わかったような、わからないような気になっているんですが、21世紀の消費者政策というのはこうしなければいけないというのはわかるんですけども、21世紀のあるべき消費者像というのはどこにも書いていないんですね。まあ、何となくわかるような気もするし、それをやはりしっかり一言入れたらどうかなという気がいたします。

それからもう一つは、39ページの国のところなんですが、随分皆さんで見ましたものですからここまで来ましたが、やはりここにあるだけだと、どの省庁も再編は全くしないで、みんなうまくやりましょうとしか書いていないんですけども、このところを、何かそういう必要があったらわっと集まってやるよとは書いてあるんですけども、省庁の再編成も必要ではないかという気がいたしますし、元へ戻って済みませんけれども、教育のところ、私が大分、家庭教育の話をしたんですが、家庭教育などということで、2文字入れていただいたんですけども、やはり学校教育その他に依存し過ぎ、これはもっ

としなければいけない面もあるし、それだけではなしに、家庭でもってやってほしいなというところが、これではちょっと少ないかなと、そんな気がしております。

最後にもう一点、「おわりに」というところですが、この2行目に21世紀にふさわしい消費者政策のグランドデザインを提示したと、非常に立派に胸を張っているわけですが、21世紀に入ったばかりで、この20世紀の100年を見ても、入った7年目ぐらいの明治時代というのは今日を想像はできていないわけで、もう少し21世紀わからない、だけどうまく対応しましょう、というのが入れられたらなと、こんなふうを考えます。

落合部会長 どうもありがとうございました。そうしますと、まず、具体的にどの部分をどのように修正したらいいという御提案として、もし言っていたらと非常に把握しやすくなると思うんですが。

そうしますと、第1点は8ページに関係するところでしたね。

宮部委員 トラブルが多くなったというだけではなしに、意識が高まって、トラブルが多くなった理由としては、意識が高まり、権利意識が高まったということなので、その辺少し書けないかなと。

落合部会長 トラブルが増加したのは、意識の高まりという部分は確かにありますでしょうけれども、その意識の高まりのみでトラブルが増加したわけでもないの。

宮部委員 そうなんですね。

落合部会長 その辺の表現、どなたか。

宮部委員 頭のいい皆さんで、何か一言入れていただくか。

落合部会長 その御趣旨はわかりましたので、その辺は恐縮ですが。

宮部委員 お任せいたします。

落合部会長 そうしますと、第2点が13ページ。

宮部委員 消費者の役割のところだと思うんですけども、21世紀のあるべき消費者像というのはこういうことだと、何かよく勉強して、いろいろなことがわかって、企業にもちゃんと物を言い、権利も主張して、トラブルを起こさないようにし、かつ企業を善導していくような消費者像だと思うんですね。そういうことをやはり書かないと、常に自分はへりくだって、ときどきそういうことは消費者でございと、こう出てくるだけではなしに、私たちはこうなりたいんだと、こうしますからそういう観点からやりますというような消費者像というのは書けないかなと、どこかに入れていただけないかと、こんなふうに読んでいました。

落合部会長 消費者像自体のとらえ方としては、9ページの消費者の位置づけの転換と

いうところが、今後考えられる消費者のイメージといいますか、これをここで言っている。それは言わば権利主体として位置づけられるわけですが、それも権利ばかり主張して、それに伴う、権利に伴う責任というものは、およそ知らぬ顔をしている存在としての、消費者ということではないという前提で、この9ページのところは書かれているというふうに認識しております、そのような認識を前提にすると、13ページの方も9ページのそういう消費者像というものを前提として書かれているというふうに読み込むと、相互して権利と責任と両方わきまえるという感じになるのではないかとというふうに私自身は思っておりますが、そのようにちょっと読んでいただくということでもよろしゅうございますか。

そういたしますと、もう一点。

宮部委員 39ページの推進体制のところ。「21世紀にふさわしい」というところからなんですが、「このため、各省庁が消費者を重視した政策運営を行うとともに、消費者行政関係部局・機関間の連携を強化し、消費者問題に云々」となっているわけです。絶対に今のままなんです、これは。

田口審議官 ただいまの御指摘ですが、この部分につきましては、恐らく宮部委員のおっしゃられている趣旨は、少し上にあります「一元的に企画・立案、調整及び推進することのできる機能」という部分に当たるのではないかとと思いますが、これをどう具体化するかという際に、この部会でも一元化された機関を設けるという御提案もあったわけですが、その点につきましては、消費者行政というのは大変広範な分野にわたるので、それを消費者行政という面だけを切り離して一元化するというのはなかなか難しいという御指摘もあって、今回の報告書案におきましては、「このため」ということで「連携の強化」に加えて、「各省庁が消費者を重視した政策運営を行うとともに」という部分を加えているわけです。

したがって、これまでの当部会での御議論というのは、そういう一元的な組織をつくるという点については、賛否両論があったことを踏まえて、企画・立案、調整及び推進の機能、そういった「機能を強化する」ということでまとめさせていただいております。

また、おっしゃられるような面をより強化するという点では、40ページの消費者保護会議の部分で、全体としての統合性をより高め、総理の強力なリーダーシップの下に対応を行っていくという部分をさらに加えており、現行組織について、今、この段階で特段の指摘を新たに加えるというのはなかなか難しいのではないかとというふうに思っております。

御指摘の趣旨は、先ほど申し上げたような形で修文を加えているということで御理解を

いただければというふうに思っております。

落合部会長 宮部委員、いかがでしょうか。

宮部委員 我々企業の側というのは随分いろいろこれから努力もし、今までも努力し、これからやっていかなければいけないんですが、官庁のところはこれでいいのかなという気は相当しますけれども。おっしゃることはわかりました、その程度だということが。

落合部会長 40 ページのところに、「その改革を図るべきである」ということで、「改革」という言葉が入っておりますので。

宮部委員 それは、そのためにという文章ですぐイコールでつながっているわけですね。例えばなら話は別なんです。

落合部会長 いや、私が言っているのは 40 ページの方なんです。

宮部委員 39 ページで言っているんです。

落合部会長 ええ、39 ページのところの部分は、全体としてこれは 39 ページ、40 ページで一体となっている。そして、総論的な部分のほかに、具体的にはどうやるんだというのはむしろ 40 ページの一番最後から始まる、いろいろな具体例が考えられるというので重要な具体例的なものだったらそれを考えていって、それについては改革を図るということは、かなり具体性を持って言われておるので、ここは改革という言葉に一定の期待を持ちたいなということで、私としてはそのような理解でおりますので、宮部委員のおっしゃることはわかりますけれども、そういうようなことで、よろしく願いいたします。

それからあと、教育の問題が 23 ページのところでは家庭というのは指摘があるんだけど、それでは不十分だという御趣旨なんではないでしょうか。

宮部委員 社会教育とか学校教育というのは、ぱっと書いてあるんですけども、家庭教育というのはわかりきったことなんですけども、これが行われていないから今の混乱がいろいろあるわけですから、何かさらにというようなことで、一言ないかなという気がして仕方がないんです。

落合部会長 確かに、その点非常に重要な論点なんですけれども、これはどちらかというと、21 世紀における消費者行政の在り方ということで、行政が家庭の教育の仕方に一定の介入をしていくということを考えた場合には、どういう形で家庭の問題に乗り出していくかということがちょっとほかのいわば学校における教育とか、社会人に対する教育とはちょっと違うレベルの問題があるので、ここはかなり議論してみないと踏み込んだ形で書くのは難しいのではないかなということで、宮部委員の御指摘は非常によくわかるんですけども、ここは少し議論していただかないと、書き込むのは難しいということで、この

程度のことで御理解をお願いしたいと思います。

ほかに全体につきましてございますでしょうか。

浅岡委員 幾つか前回お願いいたしましたことを反映いただきました点はありがとうございます。これ全体として読んで、消費者の権利実現のために、消費者重視の政策への転換のためにという風というか空気というものが、今後実効性を持っていくことを期待したいと思います。

その上で、ちょっと1、2点だけ申し上げたいと思いますが、ひとつ、宮部委員が先ほどおっしゃられた点は、本当に踏み込んでいただければよかったのにはと思いますが、引き続きこの議論もやっていければと思います。

高先生がおっしゃられたことで、57ページのところで、先ほどの御説明にもありましたように、団体訴権の制度の実効性をどう確保するかという中には、高先生がおっしゃられた視点も含めて今後御検討をさせていただきたいとお願いをしておきたいと思います。

その関係で、59ページの(1)の最初のポツとして、消費者の位置付けを、基本法の改正におきましては「保護される者」から「自立した主体」へと転換することと、再度ここで強調されておりますが、自立した主体にということ、自分たちで自分のことを守ってね、というふうに突き放してしまうようなことではないということであれば、今、現実には対応できないと思いますので、お願いをしたいと思います。

先ほど、高先生のお話にもありましたように、例えば、敗訴者負担が導入されれば、消費者団体だって大変だろうとおっしゃられたんですが、そういうこともないように、行政としても対応いただきたいと思います。

その関係で、58ページから59ページにかけて、消費者が自立した主体へと、その柱の下に制度整備を図っていくということ自身は、私も重要だと思いますけれども、現実には起こっている消費者問題の中を見ますと、自立した主体として、教育をすればそれができるのではないかとということにはならない人々、あるいは場面、あるいは事業者側のさらに巧妙化する対応というふうなものがあるのも現実でありまして、そうした自分で対応できないものは仕方がないということではないという点が、例えば58ページの②のところには、必要な情報を得て適切な選択が行えること等を権利として位置づけるという中には、高齢者を守ることも大変難しい人にとってはそれなりの別の仕組みがあるんだよということが含まれていると、この適切な選択の中には、⑤の中に、市場メカニズムの活用が適当でない政策領域では、引き続き行政規制など、行政の関与が必要であるという、そういう意味での行政規制ということだけがありますけれども、それにとどまらず、そういう適

当でない領域というか、それに乗りきらない部分というものには、別の対応もするのだと、前に書かれていることでありますけれども、そういうふうに進んでいくということで、理解をしたいと思うのですけれども、それでよろしいでしょうかということです。

それから、公益通報者の問題につきましては、前回いろいろ、申し上げましたので繰り返しませんけれども、48ページの(6)という形で場所を変えて入れていただくということによって、誤解や問題の懸念というものに何か幅ができてくることを私も期待をしたいと思いますが、こうしてみればみるほど、最後の52ページにあります保護の通報先と保護の要件について、ここで言う一般法理とか、反対解釈をしないと行った場合に、解釈の幅が極めて乏しい形に見えると言えるかと思えます。

繰り返しませんけれども、今回、いろいろな議論をしていただいて、全体として新しい消費者政策に進んでいくという流れにあると理解していきたいと思いますが、この公益通報の部分について、これまで申し上げました点の異議だけは止めさせていただきたいと思っております。

落合部会長 ただいまは御意見として承っておきます。自立した主体というのが強調されている反面、浅岡委員自身も認めておられるように、例えば、9ページのところで、一番下の行の方で、行政は消費者の自立のための環境整備を行う必要があるということで、環境整備というものを十分図った中で、消費者の自立というようなものを考えていくという基本的な考え方は、この報告書全体を貫いているものでありますので、そういう前提で58ページの消費者保護基本法の見直しの必要性というものも、意を用いるということになるかと思えます。

それから、公益通報者保護制度につきましては、前回、非常に議論があったところで、このような形でまとめるということにいたしましたので、この点につきましては、再度改めて議論をするということではなく、これでまとめるということにしたいと思えます。

田中委員 個々の意見ということではなくて、最終報告を全体として見ますと、私たちの主張についても相当取り入れられて、いいものになっているという理解をいたしました。

消費者重視の社会を目指し、消費者の権利を確立する、そして、落合先生がおっしゃったような社会的条件を整備した中で、消費者が自立して行動するという大きな流れを明記したということは、社会の趨勢から言って当然といえば当然なのかもしれませんが、政府に対する答申や、社会に対するアピールとして、大きな意味があるという気がしておりますので、部会長や内閣府の方で、十分にこれを運用して、これからの手立てを進めることが、今となってみますと大事ではないかと考えます。我々としては、いろいろな意見

をお互いに述べ合ったので、もう少し何とかならないかと思うのは、個々に言えば、私もありますけれども、「この期に及んで」という気持ちで、みなさんの努力に敬意を払いたいと思っております。

この前、工程表というようなことも言ったのですけれども、今日の段階で、何年何月に何をやるまでは無理だと思えます。基本法の改正問題、公益通報者保護制度の具体化問題、団体訴権の実現の問題、この問題には、先ほど高先生のおっしゃられたような裏付けの問題、消費者組織の在り方の問題に関して、我々も努力しなければならない問題なども含まれていると思えます。それから、やはり一番私が申し上げたいのは、行政の在り方をどう変えていかれるのか、改革という字を入れていただいて、大変ありがたいわけですけれども、これらの重要テーマの進め方と進行状況が今後の国民生活審議会において報告されて、点検、チェック機能が働くと、また消費者や事業者の方の広範な参画をどうなされるのかというようなことに、今、期待と要望を感じております。

今の段階で答えられることがございましたら、言っていただいて、今後、内閣府を中心に、是非積極的に進めていただきたい。そして、我々消費者組織としても、やれることがあれば問題提起と協力をしたいと思えますし、事業者団体の方ともお話し合いをして、協力し合うということも必要なんだろうと思うので、行政と民間がお互いに協力し合いながら、せっかくいいバックボーンがつくられたのですから、それをいかに具体的に落とし込んで、一つひとつ実現するかという問題が大きいのではなからうかと、そんなことを思っております。

落合部会長 この報告書は、グランドデザインを描くということで、グランドデザインを提示したわけですけれども、このグランドデザインを今後いかに現実化、具体化していくかと、ここが非常に重要な問題としてあり、それに積極的に取り組まなければいけないという田中委員の御指摘、誠にそのとおりであるというふうに思っております。そういう意味ではこれをいかに実現していくかについて十分考えて、グランドデザインにふさわしい具体的な施策というものに結びつけていかなければいけないというふうに思っておりますけれども、この点につきまして、田口審議官の方から。

田口審議官 私ども内閣府といたしましては、本日いただくこの報告書を踏まえまして、その具体化に今後努力していきたいと思っております。

具体的に幾つかの点を申し上げますと、1つは公益通報者保護制度でございますが、この点につきましては、この報告書の提言を踏まえて、今後関係方面と必要な調整をしながら、法制化の準備を進めていきたいというふうに思っております。できるだけ早い時期

に法案を提出できるよう努力したいと考えております。

それから、21世紀にふさわしい消費者政策全体の理念あるいは政策の基本的方向性をどう具体化していくかという点につきましては、端的には消費者保護基本法の見直しの中で検討していく課題になるのではないかと考えておりますので、私ども、この消費者保護基本法の見直しに、今後、具体的に取り組んでまいりたいと思っております。

それから、3つ目に、委員から工程表という御指摘をいただきましたが、この報告書の中で提言された内容をこれから政府としてどう受け止め、また、どういう手順で具体化をしていくのかという点につきましては、消費者保護会議の場を活用することも含めまして、具体的に検討していきたいと考えております。

それから、次期国生審でどういうテーマをどういう形で審議をしていくかにつきましては、次期国生審の最初に開かれます総会で全体的な審議の予定を御検討いただくということになりますので、そこを待たないと何とも言えないかと思いますが、この報告書を具体化してそれをフォローアップしていくという点につきましては、当然のことながら、次期国生審においても、随時御報告をし、また御意見をいただくという機会を考えていかなければいけないというふうに考えております。

落合部会長 それでは、ほかに。加藤委員、どうぞ。

加藤委員 前回を含めて何回か意見書を出させていただいて、随分細々と私ども私がお願いしたことを取り入れていただいたこと、感謝しています。今回の審議を通じまして、消費者行政の強化が必要だという共通認識が全員に持っていただけたこと、消費者としては大変うれしく思っております。

ただ、今回の審議に一番期待をかけていました40年前からの消費者行政の一元化というのが、新しい組織図として明確にならなかったことは大変残念に思っています。しかし、考えてみますと、消費者保護会議の改革で、消費者行政の中身を具体的に充実化をし、これから何年かかかって仕上げていく中で、結果として恐らく消費者行政は一元化されるものと私は信じたいと思っております。

そういうところをお願いしたいのは、今回の標題に、「21世紀型消費者政策の在り方」、副題は「消費者・生活者重視の社会実現のために」とでも入れていただけたらありがたいと思います。公益通報者保護制度については非常に大きな期待があったために、今回出てきたものについて非常に消費者側からはリアクションが多かったわけですけれども、今回、反対解釈の禁止を大きく前の方に持ってきていただけたこと、それから、今後パブリックコメントなどを通じて、世論動向を踏まえて慎重に進めていってくださる関係方面に対し

ても、説明して十分やっていってくださるということでありましたので、そののところに期待をかけておきたいと思っております。

落合部会長 ほかに御意見ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。特に全体につきまして御意見は。

それでは、おおむね御意見もお出しいただいたと思いますが、御意見のある方はおっしゃられたということと理解いたしまして、ほかの方々は、この報告書案でよろしいという認識であるというふうに。総括いたしますと、本日いろいろ出されました御意見につきましては、所要の修文ということになるわけですけれども、具体的な修文につきましては、先ほど申し上げましたように、私の方に御一任をいただくということで、この報告書の案というものを部会として了承するというにしたいと思いますが、それでよろしゅうございますでしょうか。

高委員 加藤委員が申し上げた副題の件は、ここで審議する必要はございませんか。

落合部会長 生活者重視云々というのは本文の中に入っておりますので、中身がよくわからないという場合は副題を付けて、その報告書の趣旨を明示するということはあるんですけれども、それは、この報告書案の標題そのものからこのテーマは何かということは明確であるので、あえて副題を付ける必要はないというふうに私は判断したんですが、もし、全委員が、というかほかの大部分の委員がそのような副題を付けて、是非ということであれば勿論、副題を付けるということにいたしたいと思いますが、副題を付けるという方向について積極的に賛成という委員の方おられますでしょうか。

高委員 私はよろしいと思っております。

落合部会長 高委員はセコンドされたわけですが、ほかにいかがでしょうか。もう一つは、副題を付けますと、言わばそういう視点だけからこの分析はされたのかというところが出てくるといった問題点があって、そうではなくて、そういう視点を基本に置きつつ、そうではない、いろいろな角度からこの21世紀の消費者政策の在り方というものを議論したという理解でおりますので、かえってその副題をつけますと、何か一方方向からの議論の集約であり、したがって、そこでかけられていない視点については全く議論がなされていない報告書であって、これはそういう意味で半端な報告であるというような批判が出てくるとかえって困るというふうにも思われるので、私としては、加藤委員のお気持ちはわかりますけれども、それを付けるとかえってマイナスにもなり得る可能性があるというようなことで、ない方がいいのではないかというのが、ちょっと加藤委員の御意見を聞いて直観的にそのように私が思ったもので、それであえて図らなかつたわけですが。

大羽委員 今、部会長がおっしゃったように、加藤委員の思い入れは私もわかりますけれども、本文中にそういうふうな趣旨が十分込められていると思います。しかも、こういう部会の報告ですので、21世紀型の消費者政策の在り方ということにむしろ注目を持ってもらいたいということです。私たちの書く論文は、狭いですから、往々にしてサブタイトルを書かないと、何が書いてあるか直接的にはわからないというようなことがしばしばありまして、そういう意味では、サブタイトルの方が重きを置くというふうなことがあります。これから考えるとこの報告書は、サブタイトルはむしろない方がいいというか、というふうに思うわけでございます。

落合部会長 加藤委員、そういうことでよろしゅうございますか。

加藤委員 皆さんの御意見に従います。

落合部会長 それでは、本最終報告案につきましては、私に御一任いただいたものに基づいて修正が今後あり得るわけですが、それに加えまして、完全なものにいたしたものを後日委員の皆様にお送りするというふうにしたいと思います。

それでは、審議の終了に当たりまして、国民生活局長から、一言お願いいたします。

永谷国民生活局長 1つの節目でありますので、一言だけ御挨拶させていただければというふうに思います。

この消費政策部会でありますけれども、21世紀型の消費者政策の在り方ということで、消費者政策全体についての見直しを去年の6月以来18回にわたりまして精力的に御審議をいただきました。その結果、本日報告書をおとりまとめいただいたということでございます。厚くお礼を申し上げさせていただければと思います。

先ほど田口審議官の方から申し上げましたけれども、私ども内閣府といたしまして、この報告書に提言されております内容の具体化に向けて全力で取り組んで参ろうというふうに思っております。

それからもう一つ、恐らくこのメンバーでの消費者政策部会の会議というのは、今日が最後になるのではないかと思います。この2年間の精力的な御尽力、御協力に対しまして、心から厚く重ねてお礼申し上げさせていただければというふうに思います。どうもありがとうございました。

落合部会長 それでは、本日をもって我々の消費者政策部会は任務達成により終了ということになります。本当に長い間、御審議に協力いただきましてありがとうございました。これで終わりにしたいと思います。